

国民健康保険事業の適正な財政 運営について

国民健康保険運営協議会資料
(令和6(2024)年8月)

合志市 健康ほけん課

国民健康保険事業の適正な財政運営について

【前回の協議会で確認したこと】

令和6(2024)年5月20日付合健第66号で諮問された「合志市国民健康保険事業の適正な財政運営について」慎重に協議を行い、約2億3千万円の財源不足について、**3/4にあたる1億7千万円を保険税で賄う方針で答申を行うことを全会一致で決定しました。**

また、議論の中で、国保特別会計だけでなく、本市の厳しい一般会計の状況や、保健事業のあり方、低所得者・高齢者が多く医療費支出が多い国民健康保険の構造的課題に対する、国・県への財政的支援の要望等の意見が出され、活発な議論がなされました。

決定された方針(案)

◆財源不足解消の考え方

財源不足見込額 **2億3000万円**

	(税率改定分)		(基金繰入額)		(法定外繰入)
R7	1億7000万円	+	6000万円	+	0円
R8	1億7000万円	+	6000万円	+	0円
R9	1億7000万円	+	4600万円	+	1400万円

◆国民健康保険税の引き上げ幅

	医療分 (A)				後期高齢者支援金分 (B)				介護納付金分 (C)				合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割計	均等割 平等割計
現行税率	9.00	27,400	26,300	65	2.30	6,600	6,700	24	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
新税率	9.50	32,000	23,500	65	3.20	10,800	7,400	24	2.90	19,000		17	15.60	92,700
増減	0.50	4,600	▲ 2,800		0.90	4,200	700		1.20	11,000	▲ 6,000		2.60	11,700
(参考) 標準保険料率	9.72	33,323	22,899	65	3.25	11,023	7,574	24	2.97	19,222		17	15.94	94,041

◆税引き上げの影響

・国保加入者の負担増額

加入者1人あたり14,000円/年(1,170円/月)の増

・令和7(2025)年度末財政調整基金残高見込 約1億円

・令和9(2027)年度まで財政調整基金を保持できる

・基金枯渇後は国保加入者以外の負担(1,100円/年)が発生

◆税引き上げの影響

モデル世帯	夫(世帯主40歳)給与収入400万円 妻(40歳)所得金額0円 小学生のこども2人			世帯主(40歳)営業所得200万円			夫(世帯主70歳)年金収入250万円 妻(65歳)年金収入80万円			世帯主(70歳)年金収入200万円			世帯主(30歳)給与収入50万円		
参考	年額40万円を超える世帯の割合 8.21%			年額30万円前後の世帯の割合 8.59%			年額20万円前後の世帯の割合 15.46%			年額10万円前後の世帯の割合 28.69%			年額5万円以下の世帯の割合 36.87%		
	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
現行税額	493,800	41,150	61,725	285,000	23,750	35,625	190,300	15,858	23,788	106,600	8,883	13,325	20,000	1,667	2,500
新税額	603,400	50,283	75,425	337,500	28,125	42,188	216,300	18,025	27,038	118,500	9,875	14,813	22,000	1,833	2,750
増減	109,600	9,133	13,700	52,500	4,375	6,563	26,000	2,167	3,250	11,900	992	1,488	2,000	167	250